

諮問番号：平成29年度諮問第2号

答申番号：平成29年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成29年4月3日、審査請求人を納税義務者とする平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書（以下「本件通知書」という。）を送付したが、同税第1期の納期限までに同税第1期分の納付がなかったため、平成29年5月19日に、審査請求人に対し、地方税法第371条第1項、及び同法第702条の8第1項に基づき督促状を発送して督促処分（以下「本件処分」という。）を行い、同法第372条、第702条の8第1項、及び市税条例第21条に定める督促手数料金80円を徴収した。

2 審査請求

審査請求人は、平成29年6月15日、本件処分を不服として、審査請求を行った。審査請求書に不備があったことから審査庁は補正を求め、同年7月2日に補正がなされた。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

平成28年度までは、審査請求人が他1名と所有していた対象固定資産の固定資産税・都市計画税を、審査請求人が口座振替により納付していたが、平成28年度中に対象固定資産の贈与により、納税義務者が審査請求人他1名から審査請求人のみに変更になったため、平成29年度より、口座振替されていなかった。

処分庁からは、平成29年4月頃に、口座振替の案内の郵送があったようであるが、届かなかった。審査請求人がそうした事情を知ったのは、同年5月20日に督促状が届いたときであり、仮に、郵送が届いていれば固定資産税・都市計画税を支払うことができていたので、督促手数料を支払う必要もなかった。

2 処分庁の主張

- (1) 平成28年度までは、審査請求人が他1名と所有していた対象固定資産の固定資産税・都市計画税を、審査請求人が口座振替により納付していたが、平成28年度中に対象固定資産の贈与により、納税義務者が審査請求人他1名から審査請求人のみに変更になった点は認める。

なお、対象固定資産に係る平成28年度の納税義務者は審査請求人他1名であるが、平成29年度の納税義務者は審査請求人のみで、納税義務者が異なるので、平成28年度の納税義務者が登録していた引落口座を、処分庁が一方的に平成29年度の納税義務者の引

落口座として登録することはない。

- (2) 平成29年4月3日、処分庁は、審査請求人に対し、平成29年度の対象固定資産にかかる納税義務者を審査請求人とする本件通知書を審査請求人の住所宛に発送した。その際、納付書と口座振替依頼書及びその案内チラシを同封したが、本件通知書の返戻はなかった。
- (3) 審査請求人は、本件通知書が届いていないことを主張して、本件通知書の送達の有効性を争点としているところ、地方税法第20条第4項により、本件通知書は、処分庁が審査請求人に対して本件通知書を発送した平成29年4月3日の翌日の同月4日か、翌々日の同月5日に到達したものと推定される。

本件通知書が有効に送達されている以上、審査請求人に対する平成29年度の固定資産税・都市計画税に係る賦課決定は有効となり、これを前提に行った本件処分も適法であり、違法はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、本件通知書が届いていないこと、ないしは口座振替の手続がとられなかったことを不服の理由としている。

この点、処分庁から提出された伊財歳資第505号「平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書の発送について」、及び平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書発送整理簿によれば、平成29年4月3日に、平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書、合計61,206件を、納税義務者に対して送付しており、この中に、審査請求人宛ての本件通知書が含まれることが認められるので、地方税法第20条第4項より、通常到達すべき同年4月4日、ないしは同月5日に送達があったものと推定される。一方、審査請求人から反証はなく、これを覆すような事情もない。

したがって、本件通知書が、審査請求人に送達されているにもかかわらず、審査請求人は固定資産税・都市計画税を完納しなかったこととなる。処分庁により、地方税法第371条第1項、及び同法第702条の8第1項に基づき本件処分がなされたことは適法である。

また、督促処分が適法であることを前提とすると、地方税法第372条、第702条の8第1項、及び市税条例第21条に基づき、督促手数料金80円を徴収されたことも適法である。

- (2) また、平成28年度に対象固定資産が贈与されたことにより、納税義務者が変更されているにもかかわらず、処分庁が、一方的に従前の引落口座を平成29年度の納税義務者の引落口座と登録して、引き落とし手続をすることができないこともまた、処分庁の主張するとおりである。

本件通知書とともに送付されたとされる、納付書と口座振替依頼書及びその案内チラシが審査請求人に届いたにもかかわらず、審査請求人が気がつかなかったのか、発送はした

ものの審査請求人に到達しなかったのかは、明らかではないが、昨今の本邦における郵便事情からすると、大半の郵便物は、宛先に問題なく到達するはずであり、当該案内チラシ、及び口座振替依頼書の発送により、処分庁としての一応の配慮はなされているといえる。また、固定資産税・都市計画税については、おおよそ毎年同じ時期に賦課処分がなされ、支払いがなされていることなども加味すると、審査請求人が平成29年度第1期分の固定資産税・都市計画税の支払いを納期までにしなかったことは、一次的には審査請求人自身の責任によるものとするほかなく、処分庁の口座振替に係る案内が不足したことに帰責することはできないことなどからしても、口座振替の手続がとられなかったことを違法と評価することはできない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

なお、審査請求人に対して、口頭意見陳述の申立て及び主張書面等の提出ができる旨を通知したが、申立て等はなかった。

平成29年10月2日 諮問

平成29年10月19日 調査審議

平成29年11月27日 調査審議

平成29年12月25日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件処分の適法性について

(1) 地方税法第371条第1項及び同法第702条の8第1項によると、納税者が納期限までに固定資産税・都市計画税を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しななければならない旨が規定されており、同法第371条及び同法第702条の8第1項に基づく督促を有効にするためには、その前提として、審査請求人に対して本件通知書が送達されていることが必要である。

(2) 地方税法第20条第4項は、通常取扱いによる郵便によって同条第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨規定している。

処分庁は、平成29年4月3日付で審査請求人の住所を宛先として、通常取扱いによる郵便である普通郵便によって本件通知書を発送していることからすると、本件通知書は、通常到達すべきであった時に審査請求人に送達があったものと推定される。また、審査請求人からは、この推定を覆す事実の主張はなかった。

よって、処分庁が平成29年4月3日付で審査請求人の住所を宛先として通常取扱いによる郵便である普通郵便によって発送した本件通知書は、遅くとも同月5日頃までに審

査請求人に送達があったものと認めるべきことになる。

本件処分的前提として本件通知書は審査請求人に送達されており，審査請求人に対する平成29年度固定資産税・都市計画税に係る賦課決定は有効である。そのため，有効な賦課決定を前提になされた本件処分も適法である。

- (3) なお，本件のように，対象固定資産が共有から単独所有へ変更した場合も，何らの手続をせずともその口座から自動引落がなされるものと市民が考えることは分からなくはない。

しかしながら，上記の場合，変更の前後で納税義務者は異なっていることは明らかであり，納税義務者が変更されているにもかかわらず，処分庁により一方的に，従前の引落口座を納税義務者変更後の引落口座として登録し，引き落とすことはできないことは理解できる。このような取扱いは，慎重に税を徴収しようとするものであって合理性があり，本件処分の適法性に何ら影響を及ぼすものではない。

2 結論

以上より，本件審査請求は理由がないと認められるので，第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史